

建物の所有者又は管理者のみなさまへ

建築物のアスベスト対策 災害時に備えて早めの対策を

アスベスト（石綿）は、繊維状けい酸塩鉱物の総称です。

その繊維は極めて細かいため、吸入すると肺の奥深くまで入り、また代謝を受けにくいことから長期間にわたり体内に留まります。その結果、約15年から40年の潜伏期間を経た後に、肺がんや中皮腫等の病気を引き起こす恐れがあると言われてしています。

一方で、耐熱性、耐薬品性、耐摩耗性、絶縁性等の特性に優れているため、その有害性が認識されるまでは、建築材料（断熱材、保温材、耐火被覆材）として多くの建築物に使用されており、現在においてもアスベスト建材が使用された建築物が数多く残っています。

災害の発生により建物の損壊等が起こると、アスベストが外部に露出し、飛散する恐れがあります。

このため、平常時からアスベスト建材の使用実態を把握し、その適切な管理を行うとともに、アスベスト飛散のリスクが最も高い吹き付けアスベストからできる限り早期に除去するなど、日頃から対策をしておきましょう。

1 アスベストの使用箇所を把握する

アスベスト含有建材は、「吹き付けアスベスト」「アスベスト含有断熱材・保温材・耐火被覆板」「アスベスト含有成形板」に区分できます。

平成18年までに建設された建物については、アスベストが使用されている可能性がありますので、建物のどこに、どのようなアスベストが使われているかを平常時から、設計図書や目視等により把握しておきましょう。

■吹き付けアスベスト： 飛散性が極めて高い。



主な使用箇所

鉄骨の梁、
集合住宅の鉄階段の裏、
駐車場や機械室の天井等

<出典：目で見えるアスベスト建材（平成20年3月 国土交通省）>

■アスベスト含有断熱材、保温材、耐火被覆材： 飛散性が高い。



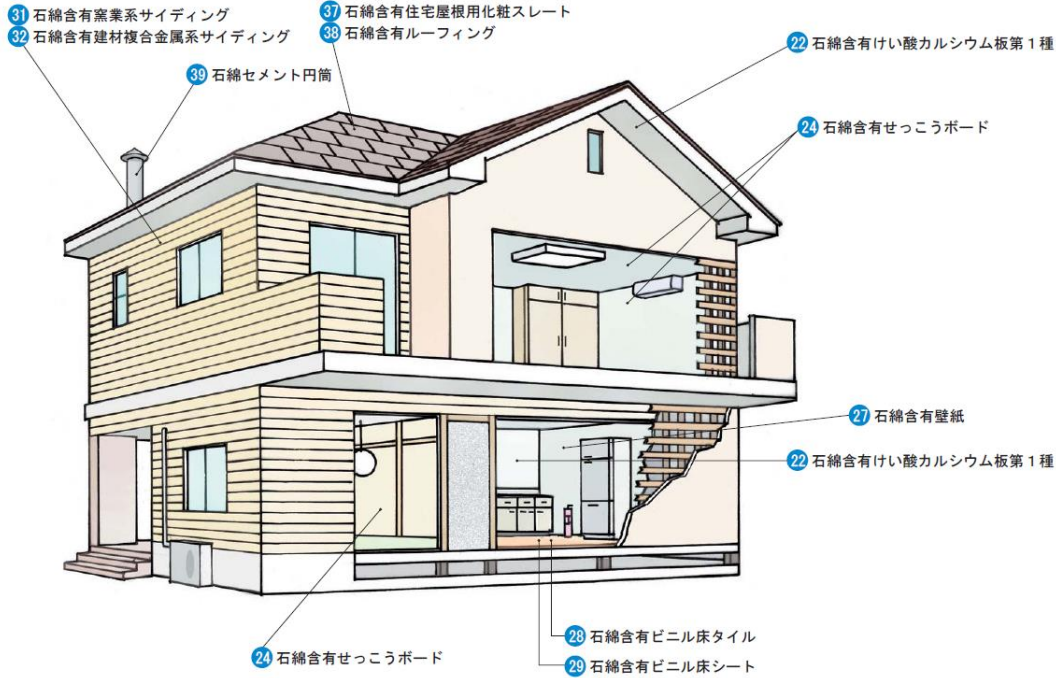
主な使用箇所

鉄骨の梁、
煙突、配管、金属製屋根材の裏等

<出典：目で見えるアスベスト建材（平成20年3月 国土交通省）>

■アスベスト含有成形板：製材としての飛散性は低いですが、破砕や切断された場合は、含有するアスベストが飛散する可能性があります。

<戸建て住宅>



<出典：目で見えるアスベスト建材（平成20年3月 国土交通省）>



主な使用箇所

屋根材、内壁材、外壁材、耐火間仕切り、床材、天井材等

<出典：目で見えるアスベスト建材（平成20年3月 国土交通省）>

木造家屋に飛散性アスベストを使用している可能性は低いですが、アスベスト含有成形板の使用や、寒冷地において結露の防止等の目的で吹付け材が使用されている例があります。

アスベスト含有成形板については、破損等がなければ飛散の恐れはないですが、劣化している場合や加工等を行なう場合はアスベストが飛散する恐れがありますので、注意が必要です。

その他、建築物の内外装仕上に用いられる塗剤の中に、アスベストを含有するものがあります。

2 建物の改修・補修時、解体時におけるアスベスト飛散防止対策を把握する

アスベストが使用された建物の改修・補修、解体等を行なう場合、アスベストが飛散する恐れがありますので、専門業者による法令に基づいた工事が必要となります。

工事の着手前に、大気汚染防止法や石綿障害予防規則に従い、アスベストの使用の有無の事前調査、作業の届出等が義務づけられていることや、解体により生じる廃棄物は、建設リサイクル法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い適正に処理する必要がありますので、各法令の規制内容等を確認した上で工事発注をしてください。

また、アスベスト分析調査事業及びアスベスト除去等事業を実施する建築物の所有者の方に補助金を交付する制度がありますので、詳しくは次の県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kaihatsu/jishin-taisaku/11655/bousaitaisaku/asubesuto.html>

(大気汚染防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する問合せ窓口)

所 属	所 在 地 ・ 電 話 番 号
岐阜地域環境室	岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁2階 TEL (058)272-1920
西濃県事務所環境課	大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎 TEL (0584)73-1111
揖斐県事務所環境課	揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎 TEL (0585)23-1111
可茂県事務所環境課	美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎 TEL (0574)25-3111
中濃県事務所環境課	美濃市生榊1612-2 中濃総合庁舎 TEL (0575)33-4011
東濃県事務所環境課	多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎 TEL (0572)23-1111
恵那県事務所環境課	恵那市長島町正家後田1067-71 恵那総合庁舎 TEL (0573)26-1111
飛騨県事務所環境課	高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎 TEL (0577)33-1111
県庁環境管理課 (大気汚染防止法)	岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁6階 TEL (058)272-1111
県庁廃棄物対策課 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁6階 TEL (058)272-1111

(アスベスト補助制度に関する問合せ窓口)

所 属	所 在 地 ・ 電 話 番 号
県庁建築指導課	岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁8階 TEL (058)272-1111

建設リサイクル法については、県庁建築指導課のほか、各建築事務所にご相談ください。

労働安全衛生法、石綿障害予防規則については、地域を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

3 災害発生に備えておく

災害によって所有する建物が損壊した場合に、露出したアスベストが飛散するおそれがありますので、応急措置として損壊箇所をビニールシートで覆うことや、人が近づかないようロープで区切り立入禁止とする必要があります。作業に必要なシートやロープの準備や、作業時にアスベストを吸入しないよう、粒子除去率が95%以上の国等の規格に適合した防じんマスクを用意し、着用方法を確認しておきましょう。

◇用意する防じんマスクの種類や着用の方法については、次のホームページを参考にしてください。

参考URL：環境省 粉じんのばく露を防ぐために正しくマスクを装着しましょう

http://www.env.go.jp/jishin/attach/asbestos_mask-set_v2.pdf